

広島県告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、尾道市木ノ庄町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、尾道市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		下	
大字	字	大字	字
市原	柳ヶ坪	市原	原田
池ノ内	池ノ内	清水	柳ヶ坪
野田	野田	野田	
原田	原田	原田	
上ヶ池	上ヶ池	上ヶ池	
池ノ内	池ノ内	池ノ内	
地番	地番	地番	地番
九九九の一の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部	七五三の一の一部、七五三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	一二五六の一部、甲一二五七の一部、一二五八の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	一一七四から一一七六まで、一一七七の一部、一一七八の一部、一一七九の一部、一二五四の一部、一二五五の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部
			九三四の一の一部、九三四の二、九三五、九三六の一部、九三七の二の一部、九三八の一部、九三九の一部、九八二の一部、九八三の一部、九八四の一部、九八五の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
			一一七一の二、一一七二の一部、一一七三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部
			七五三の二の一部、七五五の一の

上ケ地	清水	久保田	立石	小林	柳ヶ坪	葛掛 (山林)	原田	
一六三の一の一部、一六三の二、一六四の一の一部、一六四の二、一六五の一の一部、一六五の二、一六六の一の一部、一六七の一の一部、一七二の一の一部及	一二五八の一の一部、一二六〇の一の一部、一二六〇の三の一部、一二六一、一二六二の一の一部、一二六三の一の一部、一二六四の一の一部、一二六四の三の一部、一三〇四の一部、一三〇五の一の一部、一三一五の一部、一三一七の一の一部、一三七の二、一三一七の三の一部、一三一七の四及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	一三二八の一の一部、一三二〇の一の一部、一三二〇の二の一部、一三四五の一の一部、一三四五の二、一三四五の三、一三四六の一の一部、一三四六の二、一三四七の一の一部、一三四七の二、一三四八の一の一部、一三四八の二、一三四九の一の一部、一三五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	一五三二の三の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	一五三五の一の一部、一五三五の二	九八八の二に隣接する道路である市有地の一部	二三一、二三三の二	九三四の一の一部、九三七の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	一部、七五五の二の一部、七五六の一の一部、七五六の二、七五六の三の一部、七五七の二、七五七の三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部

				野田			池ノ内	
--	--	--	--	----	--	--	-----	--

小林	野田	柳ヶ坪	原田	小林	久保田	立石	上寺谷	木丹田	
一五三五の一の一部、一五三六の二の一部、一五三七の一の一部、一五三七の二の一部、一五三七の三の一部、一五四一の一部、一五四二の一部、一五四三の一部、一五七〇の一部、一五七一の一部、一五七二の一の一部、一五七三の一の一部、一五七三の二の一部、一五七三の三、一五七四の一の一部及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部	字清水一二六四の二に隣接する道路・水路である市有地の一部	九九九の一の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部	九八二の一部	一五三五の一の一部	一三三〇の二及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに一三三一の一三三二の二に隣接する道路である市有地の全部	一五一九の二の一部、一五一九の四の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	一八六七、一八七四の一、一八七四の二、一八七五及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに 甲一八六三 乙一八六三 の一、甲一八六三の二、一八六五に隣接する水路である市有地の全部	一五二二の一の一部、一五二二の二の一部、一五二三の一の一部、一五二四の一の一部、一五二四の二の一部、一五二四の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部	びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部

立石	清水	木丹田	久保田
----	----	-----	-----

久保田	木丹田	迫田	久保谷	小林	立石
<p>一三一八の一部、一三一九、一三二〇の二の一部、一三二〇の二の一部、一三二一、一三二二、一三二三の一部、一三二四の一、一三二四の二、一三二五の二の一部、一三二五の二の一部、一三二六の二から一三二六の三まで、一三二七の二から一三二七の三まで、一三二八の二の一部、一三二九の二の一部、一三二九の二から一三二九の六まで、一三三〇の一、一三三〇の三の一部、一三三一の一、一三三一の二、一三三二の二、一三三三の二の一部、一三三三の二の二、一三三三の二の二の一部、一三四四の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部</p>	<p>一五一四の二の一部、一五一四の三の一部、一五一六の一部、一五一八の一部</p>	<p>一六五九の一部</p>	<p>一八三二の一部、一八三四の一部、一八三三の一部、一八四六の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部</p>	<p>一五六七の一部、一五六八の一部、一五六九の一部、一五七一の一部、一五七二の二の一部、一五七二の二、一五七三の二の一部、一五七三の二の一部、一五七四の二の一部、一五七四の二、一五七五から一五七七まで、一六一三から一六一五まで、甲一六一六、乙一六一六、一六一七の二から一六一七の六まで、一六一八の二、一六一八の二、一六一九及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>	<p>一五一九の二の一部、一五一九の三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部並びに一五一九の二に隣接する水路で</p>

	堂面
--	----

	久保谷	坂根平	迫田	久保谷	坂根平	久保谷	
	ある市有地の全部	一八〇四の一部、一八〇五の一部及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部	一七五三の一部、一七五四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに一七九四の一、一七九四の二に隣接する水路である市有地の全部、字迫田一六九二、一六九三の二、一六九四、一七〇五、甲一七〇七に隣接する水路である市有地の一部	一八二六の二の一部 一八三〇、一八三二 一八三一 一八三三の一部、一八三四の一部、一八三五の一部、一八四六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	一六四二の一部、一六四三、一六四五の一部、一六五五の一部、一六五六の一部、一六五八及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	一八〇三の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	一六八四、一六八五の一部、一六八六の一部、一六八六の二、一六八六の三、一六八七、一六八八の一部、一六八九の一、一六八九の二の一部、一六八九の三、一六九〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
	久保谷	迫田	坂根平	久保谷	坂根平	久保谷	